

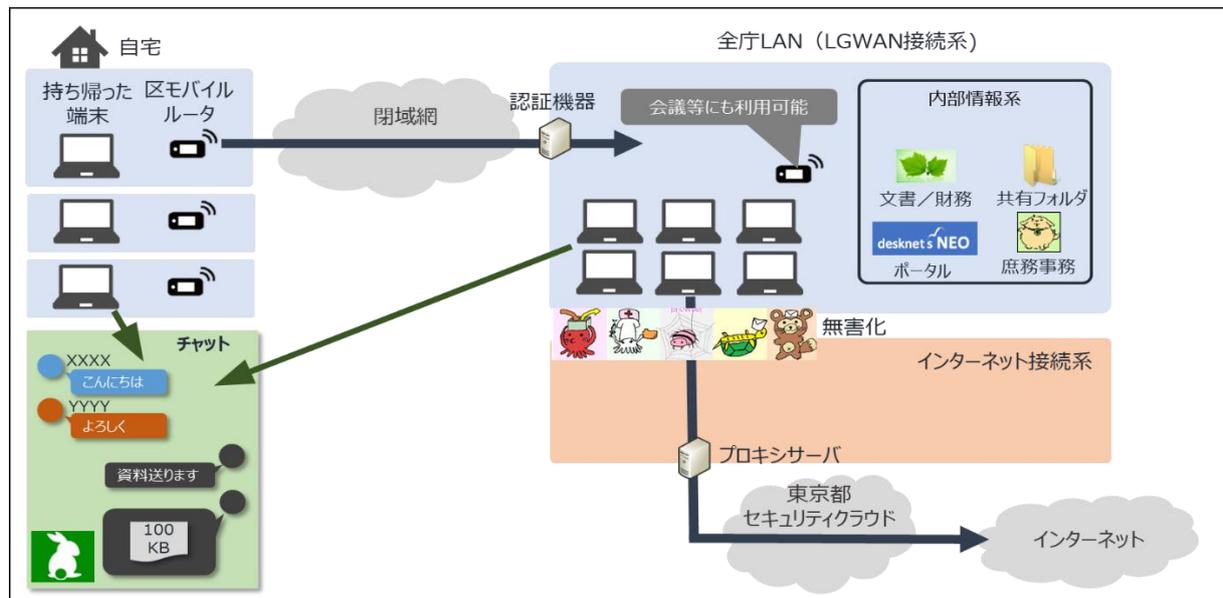
テレワーク環境の整備について

区は、令和3年1月に策定した「いたばしNo.1 実現プラン2025」において、重点戦略の一つとして DX 戦略を掲げ、ポストコロナ時代に向けた変化を変革の好機と捉え、DXを推進することによって、区民サービスの向上を目指している。

その取り組みの一つ、テレワークの推進については、事業継続性の確保、事務のペーパーレス化・効率化、ワークライフバランス推進の観点から、より一層推進していく必要がある。

令和3年度は、全庁LANの機器更改に合わせ、庁舎外から全庁LANに接続できるようにするとともに、全庁的なルールを策定するなど、テレワーク環境の整備を行ったため、その取り組み状況を報告する。

1 テレワーク環境の概要



2 機器等の整備内容

(1) パソコンについて

テレワークに対応している端末を以下のとおり配備している。

- ① 15.6 インチ型でインカメラを有している端末。
- ② 14.0 インチ型で令和3年度導入した端末。

(2) モバイルルーターについて

300台を導入し、以下の配備基準に則り、令和4年2月から、各課へ所定の台数を配備している。

【配備基準】

- ① 基礎台数として、各課に2台ずつ配備
- ② 部長との兼用を想定し、部庶務担当課に1台追加配備
- ③ ルーターの融通がしにくいいため、出先職場毎に1台ずつ追加配備
- ④ 「テレワーク実施可能業務割合」及び課内職員数等を考慮した台数を追加配備

(3)チャットツールの導入について

パソコン上で行う文字でのコミュニケーションである。1対複数もしくは1対1での会話をリアルタイムで行えるため、テレワーク実施者と職場とのやりとりに加えて、報告・連絡・相談等の日常会話の代替としても使用できるものである。

【使用実績】

- ① 添付ファイル送信数:2,820 個(令和4年3月)
 - ② ルーム数:1,132 個(令和4年5月時点)
- ※ルームは、複数の職員を設定して活用するグループ専用のチャット。これまで多用していた電話と違い複数の職員と連絡が可能であるため、部署内、係内、プロジェクトメンバー内での連絡調整ツールとして活用できる。

3 運用制度の整備内容

(1)「板橋区職員働き方改革推進ガイドブック」の策定について

令和2年5月に策定した「板橋区働き方改革基本方針」を踏まえ、テレワーク導入に際して「板橋区職員働き方改革推進ガイドブック」を作成し、テレワークの実施要件やサービスの取り扱い、業務報告の方法など、全庁的なルールを定め、職員に周知した。

【「板橋区職員働き方改革推進ガイドブック」の主な内容】

- 第1章 テレワーク…定義・目的、実施要件、実施手続、仕事の進め方等
- 第2章 チャットツール…目的、使い方等
- 第3章 スケジュールの可視化…目的、活用方法等
- 第4章 会議の開催…目的、対象とする会議、代替手段等
- 第5章 ペーパーレス化…情報共有手段、データ整理方法
- 第6章 その他…各種パソコンの設定・操作、デスクネットの活用等

(2)テレワーク導入に伴う試行運用の実施及び今後の予定

テレワーク導入に伴い、下記のとおり試行運用を実施した。

①目的

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止
- ・テレワーク環境の検証・改善のための情報収集
- ・職員におけるテレワークの理解醸成

②期間 令和4年2月4日(金)から令和4年3月31日(木)まで

③実績 実施回数 延べ約530人

今後は、職員に対するアンケート(令和4年4月27日～5月13日実施)の結果及び所管課へのヒアリング(令和4年7月頃実施予定)等に基づき、現状における課題を分析し、改善につなげていく。